

中野区教育委員会会議録 平成24年第12回定例会

○開会日 平成24年4月13日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時06分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(11名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

山 田 正 興

○傍聴者数 3人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第23号議案 中野区文化財保護審議会への諮問について

[協議事項]

(1) 中野区立図書館指定管理者の募集について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①平成24年度教育管理職異動名簿（指導室長）

②「中野区子ども読書活動推進計画（第2次）」素案に係る意見交換会等の結果について（中央図書館）

中野区 教育委員会
第 1 2 回定例会
(平成 2 4 年 4 月 1 3 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

なお、本日、第23号議案に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承願います。よろしくお願います。

<配布資料について>

高木委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせします。

本日の協議事項の1番目の「中野区立図書館指定管理者の募集について」及び事務局報告事項の2番目、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』素案に係る意見交換会等の結果について」は、区議会への報告前の資料となりますので、本日の配布資料は後ほど回収させていただくこととします。

傍聴の皆さんは、会議終了後、事務局の方へ資料の返却をお願いします。

<事務局職員紹介>

高木委員長

続きまして、4月1日付で事務局職員の人事異動がございましたので、次長から報告をお願いします。

教育委員会事務局次長

それでは、4月1日付で事務局職員の人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。

まず初めに、教育委員会事務局次長・高橋信一、私でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、教育委員会事務局副参事、学校再編担当の石濱良行です。

副参事（学校再編担当）

石濱でございます。よろしくお願いたします。

教育委員会事務局次長

続きまして、教育委員会事務局、指導室長の川島隆宏でございます。

指導室長

川島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育委員会事務局次長

続きまして、教育委員会事務局副参事、特別支援教育等連携担当の黒田玲子でございます。

副参事（特別支援教育等連携担当）

黒田でございます。よろしく願いいたします。

教育委員会事務局次長

続きまして、教育委員会事務局副参事、子ども教育施設担当、伊藤正秀でございます。

副参事（子ども教育施設担当）

伊藤です。よろしく願いします。

教育委員会事務局次長

なお、教育委員会事務局副参事、子ども教育経営担当の白土純、また教育委員会事務局副参事、学校教育担当の宇田川直子、同じく教育委員会事務局副参事、知的資産担当・中央図書館長の天野秀幸、また同じく副参事、学校・地域連携担当の荒井弘巳、同じく副参事、就学前教育連携担当の海老沢憲一は異動がございませんので、引き続き続けさせていただきます。

報告は以上でございます。

高木委員長

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第23号議案「中野区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第23号議案「中野区文化財保護審議会への諮問について」、ご説明させてい

たきます。

提案理由は、中野区指定有形文化財に指定されている文化財の現状変更等の承認申請の取り扱いについて、中野区文化財保護審議会へ諮問する必要があるというものでございます。

対象となる文化財の名称は、中野区指定有形文化財「鳥居」でございまして、平成9年11月、中野区登録指定第86号として登録されたものでございます。宗教法人八幡神社（鷺宮八幡神社）の所有になるものでございます。

詳しいことにつきましては、別紙資料「中野区文化財保護審議会への諮問について」をごらんください。

この鳥居は、2にございまして、鷺宮八幡神社の一の鳥居として、1760年（宝暦10年）、今から252年前に建立され、都内でも5番目の古さとなっております。53年後の1813年（文化10年）、今から199年前に修理または再建されたという形跡がございまして。仮にこれが再建だといいたしましても、中野区で現存する最古の鳥居であります。

鳥居の材質は石材でございます安山岩でできております。形も、力強く美しいという評価を受けているのが特徴でございます。

今回、文化財保護審議会での審議が必要となってきました理由は、3にございまして、所有管理者である鷺宮八幡神社宮司より平成24年3月4日付で鳥居の建てかえの申し出があったことによるものでございます。

その写しは裏面のとおりでございます。鳥居の上部に多少のずれと木鼻の部分にクラック——ひびのことでございますが——が生じているということでございます。「木鼻」と書いてございますのは、鳥居の下のほうの横棒を「ヌキ」と言っておりますけれども、このヌキの両端、地面から垂直方向に立っている左右の柱から外に突き出た部分を指してございます。ずれにつきましては、昨年3月11日の東日本大震災の影響、木鼻のクラックは往年の蓄積と書面では述べているところでございます。なお、クラックにつきましては、木鼻以外の部分にも認められるところでございます。

現在、木鼻が落下しないよう補強しているほか、鳥居自体の倒壊防止のため、応急処置としてロープを張っております。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、資料2枚目の左上の写真は、左右の柱を黒と黄色のいわゆるトラロープで近くの立ち木につないでおります。また、この一の鳥居の奥には二の鳥居がございまして、二の鳥居も、左右の立ち木につないでいるほか、一の鳥居と二の鳥居同士をワイヤーで結んでおります。なお、二

の鳥居は昭和時代に建てられたものでございますので、文化財の観点からの価値は特にございません。

この申出書によりますと、ロープ等による処置は一時的なものでございまして、景観を損なうものとしています。そのため、役員の総意で建てかえの決定をしたとした上で、危険回避のため、早急に鳥居の取り外しが必要となっているということでございます。特に祭礼、お祭りのときに、鳥居の下をおみこしが練り歩くなどのときに接触して倒壊したら危ないという認識が神社側にございまして、二つの鳥居とも建てかえたい意向があるということでございます。

中野区文化財保護条例第10条第1項では、所有者は区指定有形文化財に関し、その現状の変更またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなくてはならないとなっております。また、同条例第13条では、教育委員会は、区有形文化財等の管理が適切ではないため、当該区有形文化財等が滅失、毀損、または盗難のおそれがあると認められるときは、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置、その他区有形文化財等の管理に関し必要な措置を求めることができると規定してございます。

なお、先ほどの現状変更の事前協議を委員会と行う場合は、同条例施行規則第11条に基づき、行為を行う90日前までに現状変更等の承認申請書を提出しなければならないとございます。その写しは写真の資料の裏にございます。

ここの5「現状変更等を必要とする理由」のところで、「経年変化により老朽化が進み、地震等の災害における安全管理上の必要から鳥居の建て替えを行う予定」となっており、具体的な時期や方法は検討中としております。

区から依頼しました石材店による下調べの結果では、個々のひびやずれが今回の震災の影響かどうかは判別できないとしながらも、確かに現況のままにしておくことは危険であるという報告がございました。この件に関して、去る3月17日に開催した文化財保護審議会でも、これは諮問の形ではございませんが、報告いたしまして、議論となったところでございます。そこでの意見の主なものといたしましては、指定文化財の鳥居ということで貴重なものであり、現在の位置のまま必要な補修工事ができればこれが一番望ましいのでありますが、現場を実際に見た委員から「危険回避の観点から建て直しはやむを得ない」という意見もございまして、一たん取り外した後、復旧可能な状態で適切に保存し、敷地内の別の場所に建てかえて展示する等の方向がいいのではないかという方向性が見えてき

たところでございます。いずれにいたしましても、区としては、資料の3「諮問理由及び根拠」というところがございますとおり、学術的見地からこの鳥居の取扱いを検討する必要があると判断いたしまして、審議会へ諮問することが適当であると思っております。

なお、諮問の根拠につきましては、条例第19条に置いております。同条第2号には、「区指定文化財の指定及び解除」というところもございますけれども、今回は指定の解除を目指したものではありませんで、同条第3号「教育委員会が必要と認める事項」といたしまして、この鳥居の取扱いを審議いただく諮問と考えてございます。

説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

資料の2枚目と言ったらいいのでしょうか、教育委員会あての文書、「現状変更等の承認申請書」がございますが、今説明がありましたように、5番目に「現状変更等を必要とする理由」がありますので、これはやむを得ないかなというふうに思っております。6番目、7番目は「検討中」。移動する場合の移動先とか、着手予定日とか。私どもが承認する場合に、6番、7番等は、今後、審議会で検討された結果、その都度、移動先とか、何年度の予算とかということが出てくるので、6番、7番は検討中ということで承認すればよいという内容なのでしょうか。承認するというと、もうちょっとはつきり決まっていなないといけないのかなというふうな気もするのですけれども、5番目だけの理由でよろしいのかということです。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

神社側といたしましては、特に保存というよりは、まず現状の危険回避ということがあろうということと、区の指定文化財であることから、教育委員会に報告する必要があるだろうということがございます。そして、実際にこれの移動——例えばこれを撤去してしまうだけではなくて移動が必要であるとか、その場合にどういう手段をとるとか、その期間であるとか、そういうことにつきましては、その諮問・答申を経て、それから教育委員会の方向性を神社側に伝えてからということになっているので、現在のところではこれは書ききれなかったというところがございます。

高木委員長

そういうことも含めて中野区文化財保護審議会へ諮問してよろしいかという議決案件で

すね。その結果として、今後の予定としては、4月下旬に答申が返ってくるというスケジュールでよろしいですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そのような認識でございます。

大島委員

もちろん、現状の危険回避のためにも何らの対処が必要だということはよくわかっておりますが、イメージとして、建て替えということなのですけれども、建て替える必要があるという。まず、あそこに何らかの鳥居がなければ神社としての体裁をなさないということで鳥居が必要であると。それから、今の鳥居では危険であると。でも、今の鳥居は貴重な文化財であると。それで、先ほど学習スポーツ担当副参事の説明にもありましたけれども、文化財としての鳥居を残すためには、例えば、補修で済めばいいのだけれども、今あそこに建ったままで補修ということが難しいとなると、例えばガラスケースに入れるかどうかはわかりませんが、別のところに移して、鳥居としてではなく文化財として別の形で展示するみたいなことになるのか、ちょっとよくわからないのです。そんなような別途展示するか保管するというようなことを考えるとすると、今のところには全く新しいものが建つということになるのでしょうか。その辺のイメージがよくわからないのです。あるいは、そういうことも含めてこれから検討するというようなことなのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

神社側は、宗教上の必要性から新しい鳥居を建てたいと思っております。それとは全く別に、文化財として指定されましたこの鳥居の扱いでございますけれども、前回の3月の文化財保護審議会は情報提供した後の協議でございますが、あくまでも今の位置での補修が最も望ましいことであると。しかし、現場を見るとそれはやはり難しいので、場所を移して、委員もおっしゃいましたけれども、そこに保存などをしておくのが一番妥当なのかなという方向ではございました。ただ、これは諮問・答申という形でございますので、諮問をしたときは、文化財保護審議会のほうからそこも含めて審議して、その内容は答申に盛り込まれるものだと思っております。

高木委員長

では、私から質問です。

先ほどのご説明で、対象文化財のところ、修理・再建が1813年、これでも中野区で一番古い鳥居で、文化財としての価値がある。大体200年ですね。ということは、修理・再建

だとすると、そこから起算しての文化財の価値ということになりますので、例えば、もし解体して再建ということになりますと、それというのは文化財的な価値がどの程度あるものなのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

確かにこの鳥居の柱には二つの年代が表示されておまして、一つが、先ほど申し上げましたとおり、1760年（宝暦10年）というものでございます。もう一つが、1813年（文化10年）のものでございます。この後のほうの年号が補修の月日なのか全くの再建の月日なのかということについては、確たる証拠がないところではございますが、審議会の先生方の話によりますと、今の状態に一番古いものが、例えば鳥居のどこかの部分にその材質が残っていると、全くないもの場合にはこの年号は記されないということでございますので、最初の1760年というのは、現存する鳥居の中のどこかに残っているという判断もございまして、指定されたものでございます。

高木委員長

よろしいですか。

（発言する者なし）

高木委員長

ほかに質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

学習スポーツ担当・浅川副参事、本日は出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

（浅川健康福祉部副参事退席）

高木委員長

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

「中野区立図書館指定管理者の募集について」の協議を進めます。

それでは、天野中央図書館長、説明をお願いします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、中野区立図書館指定管理者の募集につきましてご説明いたします。

「図書館の新しいあり方」でお示した図書館の新しい管理運営体制として、指定管理者制度の導入を図るために募集を行うものでございます。

対象施設は、8か所の図書館すべてについてでございます。

管理運営方法は、均質的な図書館サービスの提供や総合的な蔵書構築などを図れるということから、共同事業体を含む一指定管理者が8館を一括して管理運営する方法といたします。

指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間といたします。

選定方法は、指定管理者による柔軟性に富んだ事業の提案及び展開を求めることから、企画提案公募型事業者選定方式を採用いたします。

応募期間は、平成24年5月26日から平成24年6月26日までとしまして、区のホームページに掲載いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。最後に今後のスケジュールをお示ししております。先ほど申し上げましたように、5月下旬から6月下旬まで募集期間といたします。8月下旬に最終審査を行いまして指定管理候補者を選定いたします。10月に子ども文教委員会に報告しまして、12月に区議会へ指定管理者の指定についての議案を提出いたします。そして、平成25年4月1日から指定管理者による業務を開始いたします。

私からのご説明は以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

この募集をするときに、「報酬」という名称かどうかわからないのですが、区から指定管理者に支払われる予定の金額というようなものを示して募集するのでしょうか。それとも、そういうものはなくて、事業者のほうから「私どもがする提案では、これは報酬を幾らいただきたい」とか、そういうふうに向こうから申し出るのでしょうか。

副参事（中央図書館長）

募集に関しましては、参考となる基準価格というのがございますので、これについては現在積算など詳細に行っているところでございます。

飛鳥馬委員

「管理運営方法」のところに、「一指定管理者（共同事業体を含む）」というふうに書いてございますが、こういう会社運営を共同事業体でやっているのは、近くに頼めそうなところが何社ぐらいあるか。それから、一つの会社だけよりも共同事業体のほうが利点があるのかなと思うのですけれども、その2点をお伺いしたいと思います。

副参事（中央図書館長）

これは、主に図書の流通関係の企業、大手でかなりございます。23区の中では、今のところ、いわゆるJV方式について行っている図書館は、現在私が調べたところでは5区において12館行われておりました。

二つ目のご質問でございますけれども、JV方式をとりますと、例えば管理と管理の中身のソフトの部分とか、それぞれの複数の事業者の強みを発揮して、持ち味を生かした図書館の運営ができる。例えば、今、中野区におきましては個性づくりを進めておりますが、例えばそれぞれの強みを生かした個性づくりは、図書館の強化・発展といたしますか、その方向に資することが大きいのではないかとということも考えております。

飛鳥馬委員

細かいことはちょっとわかりませんが、私も単純に考えて、共同事業体に頼めればいいのかという気はするのですけれども、最初からそういうふうではなくて、それも含めてということで入札を行うということなののでしょうか。区で選ぶと思えますけれども。

副参事（中央図書館長）

もちろん、一事業者ですべてできるノウハウとか経営体力を持っているところがあれば、そちらのほうがよろしければ、そちらを選定することはございます。ただ、実際問題として、今まで調べたところでは、かなり広範に一括して行う場合は、やはりJV方式で行っているという例が多いようでございます。

山田委員

1点確認をしておきたい。

先ほどの天野さんのお話の中に、各地域図書館では個性的な図書館づくりを今まで進めてきたのですけれども、それを継承しつつということでこの企画提案公募型ということの理解でよろしいですか。

副参事（中央図書館長）

指定管理者にすることのメリットはさまざまございますが、もちろん、今まで区が進めてきたことは基本的に指定管理者に引き継いでいただきますので、個性づくりにつきましても、民間の柔軟なサービスを活用することによって、これまで以上に発展した個性づくりの図書館は実現できるのではないかと考えております。

高木委員長

それでは、私から2点質問をしたいと思います。

まず、「企画提案公募型事業者選定方式」とありますが、いわゆる金額の安いところの入札ではなくて、先ほど大島委員から質問がありましたけれども、一定の金額が示されて、その中でより企画がいいところを採択するという方法なのですか。イエス、ノーの質問が1点。

あともう一つは、8館を一括して管理運営する、そのメリットは書いてあるのですが、各館ごとに指定するという方法も物理的にあると思うのです。そこと比較したときの利点や、逆に、1館ごとに指定した場合のデメリットがあれば、それをちょっと教えていただきたい。

副参事（中央図書館長）

企画提案公募型につきましては、もちろん金額も大きな基準にはなりますが、安いので選ぶということではなくて、やはり一番サービスのよいところについて選ばせていただく。金額もあわせて全体として判断するというような考え方でございます。

メリット、デメリットでございますけれども、もし一括して一事業者にした場合は、経営問題が発生した場合の対応というのを考えておかなければいけないという点があるかと思えます。各館ごとに指定した場合は、デメリットとしましては、連携の部分において問題が発生するのではないかというふうに考えています。例えば指揮命令関係ですね。このような部分に難しい点が発生するとか、本を選ぶ、選書などにおいて調整とかかなり難しい問題が発生するという点を今のところ考えているところでございます。

教育長

山田委員、それから委員長のご質問にも関連するのですが、中野区教育委員会として図書館を運営してきた経緯の中で、教育委員会が理念として持っている図書館運営という理想というか理念があると思うのです。それを指定管理者の方に引き継いで、その理念を具体的な運営に生かしてもらい、担保するというのですか、そこはどのように考えて

いるのですか。

副参事（中央図書館長）

これまで中野区の図書館において行ってきた、例えば、法律はもちろんでございますが、条例とか、選書とかの基準とか、計画、このようなものはすべて基本的には指定管理者のほうに受け継いでもらいますので、それを踏まえた上で、さらにその上で民間のさまざまな柔軟なサービスに生かして、発展していく、そういうことが指定管理者導入の考え方だと考えております。

教育長

その理想はわかるのですけれども、それを具体的に担保するためには、例えば協定とかいうことになるのではないですか。

副参事（中央図書館長）

これにつきましては協定書を締結いたします。考え方の大もととしまして基本協定というのがございます。次に、それぞれ各年度においてはより詳細な具体的な内容を定める年度協定というのを定めていきますので、これによって担保するという考え方でございます。

山田委員

今のと関係するかもしれませんが、指定管理者にした場合の評価に対してはどのような評価、どのようなメンバーでされるのか。今までと同じことでやっていくのか。その辺はいかがでしょうか。

副参事（中央図書館長）

評価につきましては、外部評価的な仕組みを考えております。外部から有識者などによる評価を取り入れまして、この1年間にどのようなサービスを行ったか、それがどのような成果を上げたか、年度ごとにそのようなことを詳しく検証いたしまして、次年度以降のよりよいサービスの発展につなげていきたいというふうに考えております。

高木委員長

私からもう1点質問をよろしいですか。

中野区の区立の図書館では、例えば蔵書が近くの図書館にない場合には、ウェブで検索をして、ほかの図書館にあればそれが地元の図書館で受け取れるというサービスをやっていっていると思うのです。すごく便利でいいと思うのですが、個人的には、ウェブの画面が若干使いづらいかないという気がするのです。例えばそういうハード的なところというのは、区のほうの管轄になるのでしょうか。それとも指定管理者の管轄になるのでしょうか。例え

ば区のほうの管轄だとした場合に、そういうことの現場からの吸い上げ、指定管理者との協議というのはどういう形でPDCAが回転していくのかというのを聞きたいのです。

副参事（中央図書館長）

当面は、区のシステム担当の職員が残ります。実際に事業者がシステムを使っていたら、そういういろいろな問題があれば協議して、システムの改善が必要であれば反映していくという形で考えております。将来的には、当然、指定管理者にすべてお貸しする形ですので、基本的なシステムのハード等は区で行いますけれども、そのような形で運営については指定管理者のほうにお任せしていく方向になるかと考えております。

高木委員長

それでは、この件につきましては、今後の定例会で指定管理者の候補者の選定結果について報告をいただきたいと思います。

事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いいたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から。

前回3月30日の第11回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

4月2日月曜日、区立小・中学校、幼稚園長等辞令伝達式がございまして、委員全員が出席いたしました。

4月6日金曜日、中野中学校開校式がありまして、私と教育長が出席いたしました。

私からの報告は以上でございます。

それでは、各委員からの報告で、大島委員、お願いいたします。

大島委員

特にございません。

高木委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

4月7日土曜日ですけれども、東京都医師会において学校医の研修会がございました。

この4月に行います学校医の研修会は、「初任者研修会」と称しまして、主に学校医になった方でおおむね5年以内の方たちを集めて行います。当日は120名ほどの会員が集まりました。私は今、学校医の委員会の副委員長をやっておりますので、「内科学校医の職務」ということで講演をいたしました。ご承知のとおり、4月から新しい学期が始まりまして、学校ではそろそろ健診が始まってくるのですけれども、その健診のあり方を含めて、学校医の職務全般についてのお話をいたしました。

その中で、東京都の教育局のほうからは、例えば心臓とか腎臓の疾病がある子どもたちに対しての診断書が新しく改定になりました。生活管理指導表と言いますけれども、これは、学習指導要領が変わった関係で、今までは「疾病があると運動に対してどのような制限を加えたらいいのか」でしたが、そうではなくて「運動はどのぐらい可能なのか」という診断書でございます。小学校、中学校、高校と別々のものができているのですけれども、小学校はもう学習指導要領が変わって実践されておりますので、新しい様式に変えたほうがいいのではないかという指摘がございました。中学、高校については、中学は今年度から変わりますし、高校は来年度から学習指導要領が変わりますので、1年ぐらいタイムラグが出てもいいのではないかというお話でございました。

あと、話題になっています結核検診につきましては、マニュアルが示されましたけれども、その運用については各地区で教育委員会との話し合いのもとで行っていただきたいという旨のお話でございました。

それに関連して、私が学校で健診をやっていて心配になりますのは、例えば、てんかんを有する子どもたちについて非常に注意をしております、そういった方たちにも生活管理指導表をいただいています。例えばプールなどの事故などがあるといけませんので、そういったところは十分に注意を払う。あと、保護者の理解を求める。この子は突然意識を失うことがあるのだとかいうことがあります、プールの授業では非常に心配になりますので、そういったことをケアしていかなければいけないというふうに思っているところがあります。

子どもたちの安全ということが大切だと思いますので、そういった意味で学校医の先生方にいろいろ勉強していただきたいと思って、そのときお話をいたしました。

私からは以上であります。

高木委員長

それでは、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

報告ではないのですが、2日の辞令伝達式に出席した感想をお話ししたいと思います。

1点は、新規採用の先生が非常にたくさんいらしたということ。若返るということとはなかなかうれしいことで、活気が出ていいのかなと思います。特にまた中学校がふえてきていますので、あと3～4年はまたどんどん採用される。一時少なかった、1年間に20人前後しか採用できなかったときに比べれば、非常に若返っているなというような気がしまして、学校の活気が出ていいかなと思っています。

今まで、ベテランの先生がいなくなって困るとか、教育技術を継承してほしいとか、いろいろ言われてきました。もちろん、それは現場で校長先生がやってくださっているのですが、それと同時に、ちょっと先のことまで心配というか、考える必要があるのかなと気がつきました。既に小学校はそういう現象が出てきているわけですけれども、新採で最初のころいらした先生が結婚されたり出産されて、育休・産休をとられている先生がふえている。これからまたどんどんふえてくるのだと思うのですね。正規の先生が産休・育休に入られても、産休代替の先生が来るので、人数的には問題ないのですが、保護者の方から見ると、「正規の先生でないや」という考え方がぬぐえないところがどうしてもあるのだと思うのですね。中野区でできることというのはなかなかないのだと思うのですけれども、東京都等にお問い合わせをしながら産休・育休の代替の先生の援助がどのくらいできるかということを考えるのは大事なことなのかなと思うのです。休みをとられる先生もゆっくり休んでもらいたいし、何を言っても、子どもたちは産休代替の先生に1年間お世話になる。それは担任の先生なわけですから、私たちができるのは精神的なバックアップかなと思うのですけれども、そういうものを考えながら、現場の校長先生と連絡をとりながら、そういうかわりの先生も働きやすいような学校を目指さなければいけないのかなというように最近ちょっと思っているところです。

高木委員長

教育長。

教育長

特にございません。

高木委員長

では、各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問、あるいはご発言がありますでしょうか。

山田委員

委員長から報告がありましたが、中野中学校が開校しまして、460人規模ですか、多分、中野で一番大きな中学校ができたわけです。私はたまたま居住地が中野中学の通学路に当たりますので、たくさんいるなという気がしています。新しい制服に身を包んでいますけれども、実は堀越学園の制服と結構似ているのですね。リボンがちょっとだけ違うのと、スカートのチェックが少し違って、男の子は余り変わらないので、どっちかなと思いつつながら見ているのですけれども、非常に楽しそうでした。前、中央中学校の学区から来ている子どもさんですから、駅を通ってずっと歩いてくるのです。非常に和やかで微笑ましいなと思つているのですけれども、学校側は大変ではないかと思うのです。開校式の日の朝、外を散歩してましたら、子どもたちが校門の前でたくさんあふれていました。多分、あれはクラス分けか何かが発表されていたのですね。非常に活気が出ていいのかなと思うのですけれども、旧第九中学校のあのキャパシティの中で単純に倍になったわけですから、すべての面で大変だなと思うので、私たちも注意を持って見守って何とか支援していきたいなと思つています。

高木委員長

山田委員がおっしゃるとおりで、当日、私、自転車で中野中に向かったのですね。制服で歩いている子どもというか、スカート丈が今の基準よりはちょっと長めだと聞いていたので、「あれっ、ひざ上だな」と思いつつすうっと通り抜けて行って信号で待っていたら、そのまま直進したのです。「あっ、堀越なんだ。あれっ？ 似ている。そっくりだな」と。いいこともあるのですけれども、余りにも近いのでちょっととまどいました。全体的に落ちついて、非常にいい開校式でした。2年生と3年生だけなのですが、体育館はぎっしりなので、やはり多いなという印象はありました。

ほかに。

(発言する者なし)

高木委員長

先ほどの飛鳥馬委員からの話の産休代替の先生というのは、今、どんな形になっているのか、指導室長、簡単にご説明いただけますでしょうか。

指導室長

産休代替なのですが、飛鳥馬委員がおっしゃったように、今、小学校が非常に足りないような状況がございます。どういう形で学校のほうに来てもらうかといいますと、一応東

京都のほうで登録制度がございまして、そちらのほうに名簿登録をしている先生、既にお辞めになった先生ですとか、あと、新規採用の教員のうち、「期限つき」という、昔で言う補欠に当たるようなものなのですが、そういう先生が登録をしております。その中から順番に副校長が連絡をとって、そして期間とか条件がオーケーであれば来ていただくというような形をとっております。飛鳥馬委員もご心配されたように、学校としてはだれでもいいというわけではないので、なるべく指導力のある方をお願いしたいということで、人気のある先生は2年後、3年後ぐらいまで予約が入っているというような話もございませう。

高木委員長

教育長。

教育長

制度としてはそういうことなのですが、本当に若手の教員がふえてきていて、3人ぐらいの先生が同時に産休に入るといったような状況も区内の学校の中にはありまして、産休代替の教員を3人抱えながら学校運営をしていくというのは管理職としても非常に苦労されている場面を私も何度も見えています。ですので、学校全体でバックアップしていただくではなかなか難しい状況はあるなということで、指導室も一生懸命いろいろやっています。代替の教員の人材育成というのはすぐにはなかなかできにくいのですけれども、やはりフォローということを経験としてやっていくということも考えていかなければいけないと思います。複数いる場合も本当に多くなっていますので、状況としては厳しいものがあります。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、ほかに質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局からの報告をお願いします。

まず、「平成24年度教育管理職異動名簿」について、川島指導室長、報告をお願いします。

指導室長

それでは、私のほうから、平成24年度の教育管理職の異動についてご報告を申し上げます。

まず、校長の転入でございます。小学校の校長の異動は9名ございました。うち、昇任が4名、他地区からの転入が1名ございます。続いて、中学校の校長の異動ですが、全部で7校ございました。ごらんいただきますように、区内転または再任用の校長先生ということで、昇任、また他地区からの転入はございません。

続いて、副校長でございます。全部で7名の転出入がございます。うち、昇任が3名、他地区からの転入が2名でございます。中学校の副校長でございますが、全部で4名です。昇任が1名、他地区からの転入が1名でございます。転出につきましては、右側の欄に記載されておりますので、ごらんいただければというふうに考えております。

最後に、事務局ですが、私、指導室長は調布市の校長から、そして、喜名前室長は江東区立枝川小学校の校長への転出でございます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

山田委員

質問ではないのですが、桃花小の校長におかれましては、旧桃園第三小学校の校長を経て桃花の統合再編のところの新校の校長として長年にわたって中野区の子どもたちのために尽力いただいて、今度、再任用終了ということでございますので、非常にありがたい、感謝申し上げたいと思います。

それとの関連で、退職校長の辞令伝達はあるのですが、再任用の終了のところでは教育委員会として何らかのことができないかと。このように多大な尽力をしていただいた方にただ終了というだけではちょっとつらいかなということがありますので、その辺のことが将来できればなというふうに思っています。ことし再任用は小学校、中学校で5人いらっしゃいますので、そういったこともお考えいただければありがたいと思っています。

教育長

お気持ちは非常によくわかりますし、私も同感なのですが、再任用制度というのが1年ごとに契約といいますか再任用していただくということで、桃花小校長の場合は4年間でしたが、それが任期満了ということではなく、1年ごとに任期満了という制度にな

っています。それが一つ。

それから、中野区では退職校長には感謝状ということになりますけれども、再任用の校長につきましても、東京都の教育委員会のほうから感謝状を差し上げているということで、それ以上のというお気持ちがあるのだとしたら、それはそれでまた先生のお気持ちとして事務局のほうで受けとめさせていただきたいと思います。

高木委員長

私どもの短大でも定年がありまして、でも、今、60歳で「はい、さよなら」ではなくて、再雇用なのですね。本学は私学ですので、1年——2年の場合もあるのですが、どこで終わるのかというのは非常に難しく、正式には定年退職したときに退職という形になっています。ただ、教員の内輪ではそこも含めて送別会などをやっているようですが、非常にやり方が難しいですね。正式な形でなくてもいいので、何かお気持ちをできるような形だといいかないと思います。

飛鳥馬委員

再任用とか再雇用とか、いろいろありますけれども、定年制が延長される時代ではあります。特に東京の場合、再任用で校長先生に残っていただくというのが、今、わかるかどうかわかりませんが、何年ぐらい続きそうか。退職する校長先生の数とか、特に小学校は校長先生になる候補者が少ないとか、いろいろな事情があるのだらうと思うのですが、そういう状態でふえているのだと思うのです。余りふえてくると、新しく校長先生になった方は、また先輩が上にいるみたいな雰囲気がないかどうかみたいな、ちょっと心配になったりもするのです。お互いに知っている同士、仲間なので、そういうことはないかなとは思いますが、多くは、その区の校長会の会長さんは再任用でない方がやっていると思うのですけれども、再任用の方はそういう役職にはつかないとか、そういうことの運営でやっているのでしょうか。どの辺まで再任用が続くかどうかわかりませんが、そういうことと、今の校長先生方の組織の運営上、何か課題はないかとか、そんなことをちょっと思っているのです。

指導室長

再任用のお話ですが、まず、単年度の任用という形になりますが、最長でも5年というふうに聞いております。今、管理職、特に副校長が足りないという状況がありまして、都教委のほうからは、再任用できる実力のある校長先生にはぜひ残ってくださいというような働きかけが要請されているところです。

校長会の組織ですが、区市によってそれぞれ違うかとは思いますが、委員おっしゃったように、会長その他役員は再任用でない校長先生方が担当する形になっております。それほどの割合になってくるかによって運営についてはいろいろな課題が出てくるように聞いております。

高木委員長

よろしいですか。

(発言する者なし)

高木委員長

続きまして、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』素案に係る意見交換会等の結果について」。

天野中央図書館長、報告をお願いします。

副参事（中央図書館長）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「中野区子ども読書活動推進計画（第2次）」素案に係る意見交換会等の結果につきましてご説明いたします。

意見交換会は3月24日に中央図書館で開催いたしました。参加者はお2人でございましたが、大変活発にご発言されまして、多くのご質問やご意見、ご要望をいただきました。

次に、意見募集につきましては、募集期間を3月15日から3月26日までとしまして、郵送、電子メール、ファクスにより募集いたしまして、ファクス1件ご意見をいただきました。

意見交換会等の主な内容につきましては、別紙をごらんいただきたいと思います。まず、ご質問についてですが、番号の4から9にありますように、地域開放型学校図書館について、実施時期や安全の確保、運営などの具体的な内容や設置の意義などに関するご質問がありました。これらのご質問については、現在、具体的な内容について検討していることや、地域開放型学校図書館の役割などについてご説明しました。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。いただいたご意見、ご要望を(2)にお示ししています。地域開放型学校図書館やキッズ・プラザについてのご意見、ご要望をいただきました。それ以外の主な内容につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

また、資料の1枚目にお戻りいただきたいと思います。5で、今後のスケジュールをお示ししています。6月に区議会へ計画（案）を報告した後にパブリックコメントを実施しまして、7月に計画の決定と区議会への報告、公表と進めてまいります。

私からのご説明は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

意見交換会に出席されたお2人の方、あるいは意見募集にファクスで応じられた方は、
どういう方でしょうか。例えば児童の保護者とか、保護者でない区民の方とか、わかりま
したらお願いします。

副参事（中央図書館長）

このお2人の方とファクスでご意見をいただいた方につきましては、いずれの方も図書
館で読み聞かせのボランティア活動をなさっている団体の方々でございます。

高木委員長

私から1点よろしいでしょうか。

意見交換会の参加者2人、意見募集で応募者1人というのは余りにも少ないと思うので
すが、図書館長が考える原因ですとか、ちょっとお聞かせいただければなと思うのです。

副参事（中央図書館長）

実は、この第1次計画策定するときにも、意見交換会にいらした方はお1人でございまし
た。非常に少ないということ懸念いたしまして、今回、何週間も前から、先ほど申し上げ
たボランティア団体とか、地域で活動されているいろいろな方々にお声をかけさせてい
ただいたのでございますけれども、やはり集まっていただくのはなかなか難しいという事
情がございました。

それから、当日、雨が降りまして、図書館というところは天候によって利用者というの
はかなり左右されますので、消極的な理由ですが、このことも少なかった理由かと思っ
ております。

高木委員長

ちょっと言いにくいのですが、こういった形で区民の方の意見を募集して、余り
反応がないというのは、一つ、区民の方が「子ども読書活動推進計画」に余り関心がない、
二つ、関心はあるのだけれども、自分たちの意見が反映されないと思ってあきらめている。
いずれにせよ、非常にまずいことですので。次の意見交換会はまた先になってしまうので
すが、区民の方は読書に関しては非常に関心があると思うのです。活動では報告しませ
んでしたが、先日の4月3日の朝日新聞の朝刊の記事に、中野区在住の方がアンデルセンの

メルヘン大賞というのを受賞したということが載っていました。広島のパン会社のアンデルセンさんが募集して、その大賞で、中野区の主婦の方なのですが、実は区立小学校の保護者の方なのです。私の子どもが行っているサッカーチームのお子さんの保護者なのです。こういった方もいて、こつこつと書きためていて、毎回出して、9回目でやっと通ったと。だから、ご自分でも書いたりして、読み聞かせも非常に関心がある区民の方は多いと思うのですが、そういう区民のパワーを我々が生かしていないというのはちょっと残念です。中央図書館長だけではなくて、我々もよく考えていかないといけないかなと思っております。

山田委員

やはり広報の問題ではないかなと思うのです。私たちもいろいろなものの素案をかなり時間をかけてここで協議するのですけれども、それを世に出すときの出し方が今までどおりでいいのかなと。例えば今回の「子ども読書活動推進計画（第2次）」であれば、図書館の中ではこれが配られるようなシステムになっていたかどうかとか、こういったものが学校の図書館の中で保護者の方たちの目に触れることがあったのか。目に触れなければ、その素案に対してのディスカッションはできないわけですから、そういったことを振り返ってみてどうなのかというところではないかなと。ここに載せたからということだけではなくて、区民の目に触れやすいところ——今、インターネットの時代ではあるのですけれども、そうではない方もたくさんいらっしゃるので、いろいろなところでそういったものに目が触れるということで、こういったことをやっているのだということにもなりますし、意見もいただける。そういったことが必要なのではないかなというふうに思いました。

もう一つ、この意見の中で出ていましたけれども、せっかく中野区は学校図書館指導員という方がいて、学校の図書館ではいろいろなことをやっているわけですから、そこの連携が今はどのようにとれていて、今後どのようにしたらいいのかというの、先ほどの指定管理者への一つの企画としては大きなところかなというふうに今感じたわけです。そういったところで私たちも反省しなければいけないのかなと思いました。

副参事（中央図書館長）

まず、今回の意見交換会につきましては、もちろんホームページ等には掲載しております。それとは別に、実際に素案の冊子そのものを各図書館とか区民活動センター、あるいはすこやか福祉センターなどに置きまして、できるだけごらんになっていただくような形で広報には力を入れたつもりでございますが、意見交換会への参加者、意見応募が少な

かったという点は私どもも反省しております、次回の意見募集にはつなげていきたいと考えております。

それから、学校図書館指導員との連携でございますけれども、これにつきましては、現在、先ほど申した地域開放型学校図書館などにおいて活動していただくような形で、ボランティア団体との連携ですね。あわせて活動していただくようなことも考えております。

指導室長

学校図書館指導員との連携でございますが、公共図書館との連携という形で、団体貸し出し、それから、地域の図書館の司書の方から学校図書館指導員が指導を受けるなど、そういう形でスキルをアップするような形で連携をしているところでございますが、今後、そのあり方についてまた検討していきたいというふうに思っております。

副参事（中央図書館長）

指定管理者のお話もございましたが、指定管理者制度を先行して導入している区におきましては、やはり学校との連携というものにかなり力を入れてございます。例えば、地域図書館から司書が、週に何日と決めて学校図書館のほうに行きまして子ども読書の支援活動を行うとか、読み聞かせを行うとか、ブックトークを行うということを含めまして、かなり活動していらっしゃいます。このようなことは、今後、指定管理者を導入するに当たりまして私どもも参考にできるかなと思っております。

高木委員長

私からもう1点。

意見、要望の最後の二つが、キッズ・プラザとの連携ですとか、キッズ・プラザの本のことで、直接図書館の管理ではないと思うのですが、区民の方から言うと全部区の施設ということですね。私の下の子が今度小学校4年生で、行っている区立小学校に昨年の秋にキッズ・プラザができて、できた当初はほぼ毎日行っていました。友達とも会えますし、親も安心して行かせられるので、土曜日でも行ったりしているような形なのですね。確かに、本は余り多くはないのですね。今後のキッズ・プラザとの連携というのはどういった形で検討できますでしょうか。

副参事（中央図書館長）

ただいまキッズ・プラザに本が少ないというご意見をちょうだいしました。図書館事業としましては、例えばリサイクル本を年に3回程度、児童館とかキッズ・プラザ、学童クラブなどにPRしまして、希望するところにはそのようリサイクル図書を活用していた

だくというような形で考えております。キッズ・プラザとか、あとは児童館など、子ども施設につきましては、ボランティア団体なども活用しまして、そこでの読み聞かせとか、そのような形で力を発揮していくような形でこちらとしても連携を強化してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

今の件ですけれども、確かにキッズ・プラザはキッズ・プラザで一つのスペースではありますが、そこにまた新たな本を入れると、学校は学校で図書館には本があるわけで、その辺をどういうふうにやっていくのか。同じ学校という施設で子どもたちの視点からすれば学校は学校なのですね。ここは校舎の一部のキッズ・プラザかもしれませんが。そういったところのバリアフリーをどういうふうにするのかなど。これが大きな問題ではないか。わざわざキッズ・プラザを別につくって、そこにまた本を買うというようなことはどうなのでしょう。経費節減ということを考えれば、学校の中の図書館の本の利用も視野に入れたほうがいいのではないかなと思うのです。

副参事（学校・地域連携担当）

今、山田委員がおっしゃいましたとおり、やはり学校内の施設ということもございます。学校図書館が当然備えられているということもございますので、現在厳しい財政状況というのも踏まえた上で考えさせていただきますと、そこにまた新たにさまざまな本を整備していくというのはなかなか難しいかなというふうな考えもございます。ただ、今、中央図書館長が申し上げましたとおり、いろいろな形でのリサイクル本でありますとか、読み聞かせのそういったボランティアの受け入れ等、連携を深めていくということではぜひ協力関係を築いていきたいなというふうに思っております。

大島委員

関連してなのですけれども。

放課後の学校施設の管理上、キッズ・プラザに子どもたちが行くわけですからけれども、学校の部分には入れないようにしているのか。また、入れないようにしたほうがいいのか。その辺はどうなのでしょう。

副参事（学校・地域連携担当）

最初、塔山小学校からキッズ・プラザを導入してございますけれども、一たん学校から帰るような形の中で、キッズ・プラザの入り口と申しますか、そういった部分をつくってございます。学校の教室を使った活用型というところでは、仕切り等を設けて、一たんキ

ッズ・プラザに入った場合にはキッズ・プラザの出入り口から出ていくといったような一定の仕分けをしているところがございます。学校内に別棟を建てたり、体育館の上とか、そういったところも専用の入り口等を設けるという形の中で、ある一定の仕切りは設けているというのが事実でございます。

飛鳥馬委員

今のキッズ・プラザに本をそろえるかどうかというのはいろいろ課題があるのかなと思うのですが、この参考意見の資料の中にも、3番目に「キッズ・プラザに本を揃えるよりも、各地域図書館にいろいろな本を取り揃えてほしい」と逆のことが書いてあるわけですね。7番と8番はキッズ・プラザにそろえてほしいと。だから、いろいろな意見があるということがわかるということですね。

それから、大島委員が言われたように、多分、学校は、管理上、放課後あちこちに行かれてどこにいるかわからない、生徒を掌握できないというのは危険なので、出入りできないようになっていると思います。もしキッズ・プラザに本が欲しいならば、家庭で要らない本をどんどん集めてきて、リサイクルでも何でもどんどん募集してやるということがあっていいと思うのです。何でもかんでも予算をつけて新しいものを買うのではなくて、この時代ですから、捨てる本もいっぱいあるわけですから、それをどんどんキッズ・プラザ同士で回すとか、そういうのがないと、新しいもの、お金というだけだと、さっき言ったような話になってしまうので、両方満たすためにはそういう工夫しかないのではないかなと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

今、飛鳥馬委員がおっしゃいましたとおり、地域からの寄附というのも当然いただいておりますし、そういった活用もさまざま考えていくべきだというふうに思っております。先ほどちょっと申し損ねましたけれども、学校施設を完全にシャットアウトしているわけではなくて、雨の日とかいろいろな対応がございますので、そういった中で、学校の中での活用できる施設については、読み聞かせ等がある場合は図書館スペースも使わせていただいているような実態もございまして、ほかの調理関係のお部屋とかいったところも活用させていただきながら、一体となって放課後の子どもの育成に努めているというところがございますので、必ず分離しているということではないということをおし添えたいと思います。

高木委員長

今、キッズ・プラザの中で、きちっとそこにいるかどうかの確認を電子的なものでピッとやっていますので、その関係がありますから、余り校内をうろうろされても、もし万が一震災があったときに困るとというのが1点あるのかなと。

あと、よく考えましたら、図書館で本を借りてキッズ・プラザで読めばいい。うちの子は結構借りてくるのです。図書館で借りますと、期限が迫りますと、「お父さん、きょう教育委員会ね。区役所のそばにブックポストあるよね」と言って持たされたりするので。それが学校の場合はないですから、そういった意味で、いろいろな形で連携はして、学校図書館、学校内の活用というのは、今、学校・地域連携担当からも話がありましたし、工夫すればできますよね。山田委員が指摘されたように、ハードとしての本は、予算があるわけではありませんし限りがあるわけですから。そこはうまく回していけばいいのかなと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、ほかに報告事項はありますでしょうか。

事務局

特にございません。

高木委員長

以上で、本日予定していた議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第12回定例会を閉じます。

午前11時06分閉会